5　管理調整官は、土地改良財産の管理及び処分に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百七十三条第四項中「並びに」の下に「企画情報管理官、」を加え、「調査課　計画課　保全対策課　を　保全技術課」を「企画課　調査課　計画課　保全管理課」に改め、同条第五項中「事務に関する事務を」の下に「、企画課は第一項の事業の実施に関する課」

調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を」を加え、「第一項」を「同項」に改め、「必要な調査に関する事務」の下に「（計画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、「保全対策課」を「保全管理課」に改め、「（保全技術課の所掌に属するものを除く。）」を、保全技術課は同項の事業によって造成された施設の保全に必要な技術及び調整に関する事務」を削り、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十四条第一項中「及び国営の柴山潟土地改良施設整備事業」を削り、同条第四項中「並びに」の下に「企画情報管理官、」を加え、「調査課　計画課　保全対策課　保全技術課」を「企画課　調査課　計画課　保全管理課」に改め、同条第五項中「事務に関する事務を」の下に「、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を」を加え、「第一項」を「同項」に改め、「必要な調査に関する事務」の下に「（計画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、「保全対策課」を「保全管理課」に改め、「（保全技術課の所掌に属するものを除く。）」を、保全技術課は同項の事業によって造成された施設の保全に必要な技術及び調整に関する事務」を削り、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十五条第四項中「並びに」の下に「企画情報管理官、」を加え、「調査課　計画課　保全対策課　を　保全技術課」を「企画課　調査課　計画課　保全管理課」に改め、同条第五項中「事務に関する事務を」の下に「、企画課は第一項の事業の実施に関する課」

調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を」を加え、「第一項」を「同項」に改め、「必要な調査に関する事務」の下に「（計画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、「保全対策課」を「保全管理課」に改め、「（保全技術課の所掌に属するものを除く。）」を、保全技術課は同項の事業によって造成された施設の保全に必要な技術及び調整に関する事務」を削り、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十六条第四項中「並びに」の下に「企画情報管理官、」を加え、「調査課　計画課　保全対策課　を　保全技術課」を「企画課　調査課　計画課　保全管理課」に改め、同条第五項中「事務に関する事務を」の下に「、企画課は第一項の事業の実施に関する課」

調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を」を加え、「第一項」を「同項」に改め、「必要な調査に関する事務」の下に「（計画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、「保全対策課」を「保全管理課」に改め、「（保全技術課の所掌に属するものを除く。）」を、保全技術課は同項の事業によって造成された施設の保全に必要な技術及び調整に関する事務」を削り、同条中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十八条第二項中「一人」を「二人」に改め、同条第四項中「四課」を「五課」に改め、「並びに」の下に「企画情報管理官、」を加え、「調査課　計画課　保全対策課　を　保全技術課」を「企画課　調査計画課　保全管理課」に改め、同条第五項中「事務に関する事務を」の下に「、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査計画課の所掌に属するものを除く。）を」を加え、「第一項」を「同項」に改め、「事務並びに」を「事務を、保全管理課は」に、「施設の管理」を「施設の保全その他の管理」に改め、「保全技術課及び」及び「、保全技術課は同項の事業によって造成された施設の保全に必要な技術及び調整に関する事務を」を削り、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項を一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百八十条第二項中「並びに」の下に「企画情報管理官、」を加え、「調査課　計画課　保全対策課　を　保全技術課」を「企画課　調査課　計画課　保全管理課」に改め、同条第三項中「事務に関する事務を」の下に「、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を」を加え、「第一項」を「同項」に改め、「必要な調査に関する事務」の下に「（計画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、「保全対策課」を「保全管理課」に改め、「（保全技術課の所掌に属するものを除く。）」を、保全技術課は同項の事業によって造成された施設の保全に必要な技術及び調整に関する事務」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百八十一条第二項中「並びに」の下に「企画情報管理官、」を加え、「調査課　計画課　保全対策課　を　保全技術課」を「企画課　調査課　計画課　保全管理課」に改め、同条第三項中「事務に関する事務を」の下に「、企画課は第一項の事業の実施に関する課」